

○東広島市公式エックス利用方針

「東広島市ソーシャルメディア等に関する運用ガイドライン」に基づき、東広島市公式エックスの利用方針を次のとおり定める。

1 ソーシャルメディア等の種類

エックス

2 アカウント名及びアカウント管理者

- (1) アカウント名 city_higashihir
- (2) 表示名 東広島市
- (3) アカウント管理者 東広島市総務部経営戦略チーム広報戦略担当
 (問い合わせ) 電話 (082) 420-0919 FAX (082) 420-0402
 公式ホームページURL :
 <http://www.city.higashihiroshima.lg.jp>

3 情報発信を行う目的

市政等に関する様々な情報を発信する媒体としてエックスを活用し、その即時性及び拡散性を利用することにより、市の広報活動を推進することを目的とする。

4 情報発信を行う内容

- (1) 市政情報、緊急情報、市が主催・共催・後援するイベント情報
- (2) 本市の観光情報、特産品や新商品に関する情報
- (3) 本市の魅力及び特長に関すること
- (4) その他、市民の利害に関する情報及びシビックプライドの醸成に資する情報

5 運用方法

- (1) 情報発信責任者
 総務部経営戦略チーム広報戦略担当
- (2) 運用時間
 掲載は不定期に実施することとし、原則として開庁日の8時30分から17時15分までの間に行う。ただし、これ以外の時間に投稿することがより効果的な情報発信となる場合はこの限りでない。
- (3) 意見や質問への対応方法
 エックスの利用者（以下、「利用者」という。）は、本市の投稿に返信することができる。ただし、本市からは原則、返信は行わない。返信が必要な意見や質問等がある場合は、利用者が市ホームページにある各所属への問合せメール又は電話等で問い合わせる。また、災害や火災、救急等に関する情報は、110番又は119番に通報する。

6 利用者の遵守事項

利用者は、市の投稿に対し、次の各号に掲げる投稿又は返信（以下、「禁止事項」という。）をしてはならない。なお、利用者の返信の内容について、運用管理者、アカウント管理者及び当該情報を発信した情報発信責任者が禁止事項に該当すると判断した場合は、利用者に事前に通知することなく、返信の削除その他必要な措置を取ることができる。また、エックスの機能により、特定の利用者をブロックすることができる。

- (1) 市、他の利用者又は第三者を誹謗中傷する投稿
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反する恐れのある投稿
- (3) 他者になりすますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂等を掲載する投稿
- (4) 政治及び宗教活動を目的とした投稿
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした投稿（ウェブサイトの紹介等を含む。）
- (6) 著作権、商標権等の知的財産権や、肖像権等を侵害するおそれのある投稿
- (7) 他の利用者又は第三者に関して、住所、電話番号又はメールアドレス等の個人情報を特定、開示又は漏えいするなど、個人のプライバシーを侵害する投稿
- (8) 有害なプログラム等を送信することにより、通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害する投稿
- (9) 市及び他の利用者又は第三者に不利益を与える投稿
- (10) 市の投稿とは無関係であることが明らかな投稿
- (11) その他、運用管理者、アカウント管理者及び情報発信責任者が不適切と判断した投稿

7 知的財産権の帰属

市が投稿した情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権、商標権等の知的財産権は、市又は原権利者に帰属し、利用者は無断で複製又は転載することはできない。ただし、投稿した内容について、エックス内で拡散する機能である「リポスト」及び私的使用のための複製又は引用等、著作権法上認められた例外を除く。

8 免責事項

- (1) 市は、投稿する情報について、細心の注意を払うこととするが、事業の中止や変更等、やむを得ない理由により事実と異なる結果となることがあるため、投稿情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではない。
- (2) 市は、市が投稿した情報を利用者が利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わない。
- (3) 市は利用者が投稿した内容について、一切の責任を負わない。
- (4) 市は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(5) 市は、投稿した情報を予告なしに変更又は削除することができる。

(6) 市は、ソーシャルメディア等の利用方法や技術的な質問に関して、一切答えることはできない。

(7) 市は、予告なくこの利用方針を変更し、又は当該エックスの運用を中止することがある。

9 個人情報に関する取扱い

投稿における個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、東広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月1日条例第5号）及び関係法令に基づき、適切に取り扱うこととする。

10 その他

この利用方針に定めのない事項については、経営戦略チーム広報戦略担当が別に定めるものとする。

附 則

この利用方針は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この利用方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この利用方針は、令和5年7月24日から施行する。

附 則

この利用方針は、令和5年7月31日から施行する。

附 則

この利用方針は、令和7年4月1日から施行する。